

# 第2次春日市空家等対策計画 【概要版】 ※令和4年3月策定

## 第1章 本計画の趣旨（1頁）

### 1. 背景

- 人口等の減少に伴い全国的に空家等が増加、適切に管理されていない空家等により様々な問題が発生
- 国は空き家問題の抜本的な解決策として「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」を制定

### 2. 計画の位置づけ

- 特措法第6条の規定に基づき策定
- 本市の実情に合わせて、空家等対策を総合的かつ計画的に実施することが目的
- 本市の空家等対策の基礎となるもの

## 第2章 空家等の現状（2頁から9頁まで）

### 1. 空家等の実態調査

- 空家等の実態調査（現地調査及びアンケート調査）を実施

市内建物棟数※	空き家	空き家可能性	合計	空き家率
17,143件	246件	156件	402件	2.3%

※平成30年度国勢調査の「一戸建て」、「長屋」、「その他」の合計

- 前回調査時（平成28年度）と比較して「空き家」及び「空き家可能性」の件数は35件増加
- 「空き家」及び「空き家可能性」の402件のうち、雑草・草木の手入れがされていない物件が174件、廃棄物が放置されている物件が40件

### 2. 空家等における課題

#### （1）今後発生が予測される空家等への課題

- 全国的な少子高齢化などにより、今後も空家等の件数は増加していく
- 空家等になる以前から、所有者等に対して、相続や売却、適正管理についての啓発が必要

#### （2）空家等の適正管理等に関する課題

- 約半数の空家等は適正管理が行われていない状態
- 特措法第12条に基づく助言等を行うほか、所有者又は管理者の管理意識の向上を図る施策が必要

#### （3）地域毎の空家等対策の取り組みに関する課題

- 地区毎に空家等の増減数に違いが見られる
- 各地区自治会と連携し、地区毎の特性に合わせた取り組みの検討が必要

1. 計画期間

- ・令和4年4月から令和9年3月まで（5年間）

2. 対象地区

- ・市内全域

3. 対象物件

- (1) 特措法第2条第1項に規定される「空家等」（全室「空き室」の共同住宅を含む）
- (2) 特措法第2条第2項に規定される「特定空家等」

4. 対策に関する基本的な方針

空家等の実態調査から判明した課題等から、以下の3点を重点項目とする。

- (1) 所有者等の管理意識の向上
- (2) 空家等の利活用の促進
- (3) 特定空家等に係る措置の実施

5. 所有者等の管理意識の向上

- (1) 所有者等の管理意識向上のための啓発活動
  - ・適正管理に関する情報発信、相談会・セミナーの開催（空家等になる前の物件も対象を含む）
- (2) 所有者等への適正管理の依頼
  - ・空家等の状況を所有者等に知らせ、管理・解体等に関する情報提供
  - ・不適切な管理箇所を是正するよう依頼

6. 空家等の利活用の促進

- (1) 所有者等からの相談体制の整備
  - ・「空き家総合相談窓口」、「福岡県空き家活用サポートセンター」と連携し相談体制を構築
- (2) 地区毎の空家等対策の実施
  - ・地区自治会等と連携し、空家等の利活用促進に効果的な事業をそれぞれの地区で展開

7. 特定空家等に係る措置の実施

- (1) 措置の方針
  - ・特措法第9条各号に規定する立入調査を実施
  - ・春日市空家等対策協議会での協議を経て認定後、措置を講じる
- (2) 措置の内容
  - ・所有者等に対し、特定空家等認定の文書通知を行う
  - ・以後、特措法第14条に基づき、必要な措置を講じていく
- (3) その他の対処
  - ・災害の発生等により、明らかに周辺住民に影響を及ぼす状況となった場合は、市でとりうる応急処置を実施

8. 空家等対策の実施体制

- (1) 空家等対策についての検討機関
  - ・必要に応じ、春日市空家等対策協議会での協議を行う
- (2) 庁内の組織体制及び役割（令和4年3月現在）
  - ・空家等に関する統括的な窓口は安全安心課に設置し、庁内の関係部署と連携して対応
- (3) 外部機関との連携
  - ・相談等への適切な対応、安全で安心な住環境の構築のため、必要に応じて外部関係機関と連携

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産業者（宅地建物取引士）、建築士、地区自治会、建設事業者、市内事業者、春日警察署、春日・大野城・那珂川消防本部 など

9. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

【問い合わせ先】春日市 地域生活部 安全安心課 防犯安全担当

TEL：092-584-1111 FAX：092-584-1143